平成２７年（フ）第５２０号
栃木県鹿沼市緑町２丁目５番20号　アーバンハイツ202号、前住所栃木県鹿沼市緑町３丁目６番３号
債務者　宇賀神みち子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２７号
栃木県真岡市荒町３丁目45番地７　コスモシティ荒町704号
債務者　上杉　英夫
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１号
栃木県宇都宮市上田町918番地67
債務者　横山　牧子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２４２号
横浜市磯子区滝頭３丁目13番25―201号
債務者　大滝さとみ（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４８号
神奈川県大和市下鶴間２丁目１番19―406号
債務者　小田　　力
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５１号
横浜市緑区長津田１丁目19番10号　ドマーニ102号
債務者　瀬能　貴幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８４号
静岡市清水区能島197番地の１　能島団地３―302
債務者　増田　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０６号
東京都八王子市富士見町10番15号第二石田ハイツ101号
債務者　大戸登姫子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１号
長崎県松浦市志佐町白浜免660番地88、従前の住所長崎県松浦市調川町下免612番地４
債務者　志岐三壽雄
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第２号
長崎県松浦市志佐町白浜免660番地88
債務者　志岐　順子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
栃木県日光市藤原290番地
債務者　細井　　浩
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４４号
岡山市南区並木町２丁目11番70号、住民票上の住所岡山市北区平田162番地108リベルテひらたＢ―201
債務者　天野　常幸
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１２号
静岡市清水区押切1565番地　グリーンバレー103
債務者　藤澤　和弘
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１３号
静岡市清水区押切1565番地　グリーンバレー103
債務者　藤澤　ルミ
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７６号
静岡市葵区与一４丁目15番３号
債務者　細野　伸久
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部